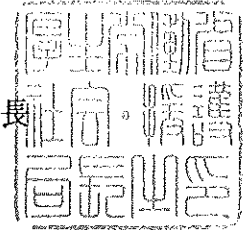


社援発 1 1 2 6 第 3 号
平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「セーフティネット支援対策等事業の実施について」等の一部改正について

今般、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 1 7 年 3 月 3 1 日社援発第 0 3 3 1 0 2 1 号本職通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日から適用することとしたので通知する。